介　護　保　険
福祉用具貸与・購入費、住宅改修費
取扱い手引き

平成２７年８月版

前橋市　福祉部　介護高齢課介護保険室　介護給付係

電　話　　０２７－８９８－６１５７

ＦＡＸ　　０２７－２４３－４０２７

目次

福祉用具関係
第一　福祉用具貸与
Ⅰ　概要　・・・

福祉用具関係

第一　福祉用具貸与

Ⅰ　概要

１　「福祉用具貸与」とは

要介護状態となった場合においても、その利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、心身の状況や希望・環境をふまえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い貸与することで、利用者の日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るものです。

２　「介護予防福祉用具貸与」とは

利用者が可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や希望・環境をふまえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の生活機能の維持改善を図ります。

Ⅱ　種目

１　福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

① 車いす・・自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
※平成２７年４月１日から、「介助用電動車いす」が保険給付の対象になりました。巻末資料「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取り扱いについて（解釈通知）」をご確認ください。

② 車いす付属品・・クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。

③ 特殊寝台・・サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの
一　背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
二　床板の高さが無段階に調整できる機能

④ 特殊寝台付属品・・マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

⑤ 床ずれ防止用具・・次のいずれかに該当するものに限る。
一　送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
二　水等によって減圧による体圧分散効果を持つ全身用のマット

⑥ 体位変換器・・空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

⑦ 手すり・・取付けに際し工事を伴わないものに限る。

⑧ スロープ・・段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

⑨ 歩行器・・歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有す

るものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

一　車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの

二　四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

⑩ 歩行補助つえ・・松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

⑪ 認知症老人徘徊感知機器・・介護保険法第 5 条の 2 に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等（ベッドや布団等を離れた時も含む）、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの。

⑫ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）・・床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）

⑬ 自動排泄処理装置（交換可能部品を除く）・・尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

※②車いす付属品にいう、「一体的に使用されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

④特殊寝台付属品にいう、「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

※　複合的機能を有する福祉用具について（貸与・販売）

２つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

（１） それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに１つの福祉用具として判断する。

（２） 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。

（３）福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

Ⅲ　取扱い方針

介護支援専門員等は、居宅（介護予防）サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、
・当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載しなければならない。
・必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続してその福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を当該計画に記載しなければならない。

1　福祉用具貸与

福祉用具専門相談員は、居宅サービス計画にもとづき次のとおり提供します。

・利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
・常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与します。
・事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
〔具体的取扱い方針〕
（１）提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具の適切な選定、・使用のための相談に専門的知識にもとづき応じ、目録等の文書で福祉用具の機能・使用方法・利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与について同意を得ます。
（２）福祉用具の機能・安全性・衛生状態等に関して点検を行います。
（３）利用者の身体の状況等に応じて調整を行うとともに、使用方法・留意事項・故障時の対応等を記載した文書（取扱説明書）を交付して説明し、必要に応じて実際に使用させながら指導します。
（４）利用者からの要請に応じて、使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導や修理を行います。
（５）福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置をサービス担当者会議を通じて行います。また、利用中も必要に応じて随時、その必要性が現在の状況及び環境等に照らして、妥当なものかどうかの助言・情報提供等をサービス担当者会議等を通じて行います。

2　介護予防福祉用具貸与

・利用者の介護予防に資するように目標を設定し、計画的に行います。
・事業者は自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
・利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とすることを常に意識してサービスの提供に当たります。
・利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めます。
〔具体的取扱い方針〕
（１） 利用者の心身の状況、希望及び環境等日常生活全般の状況を的確に把握し、福祉用具が適切に選定・使用されるように、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書

を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係わる同意を得ます。

（２） 介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行います。

（３） 利用者・家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明します。

（４） 福祉用具の機能・安全性・衛生状態等に関して点検を行います。

（５） 利用者の身体の状況等に応じて調整を行うとともに、使用方法・留意事項・故障時の対応等を記載した文書（取扱説明書）を交付して説明し、必要に応じて実際に使用させながら指導します。

（６） 利用者からの要請に応じて、使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導や修理を行います。

Ⅳ　福祉用具貸与計画の作成

（１） 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望と環境を踏まえて、福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。特定福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成します。

（２）既に居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合は、当該サービス計画の内容に沿って作成します。

（３）福祉用具貸与計画の内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ます。

（４）作成した福祉用具貸与計画は、利用者に交付します。

（５）計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて福祉用具貸与計画の変更を行います。
　　計画を変更した場合には、（１）から（４）までの手続きを再度行います。

注：介護予防福祉用具貸与のみの規定
　計画に定める計画期間が終了するまでに、実施状況の把握（モニタリング）を必要に応じて（少なくとも１回を目安に）行い、その結果を記録し、指定介護予防支援事業者に報告しなければなりません。→計画に貸与を行う期間を明記。

〇福祉用具貸与計画は、２年間保存しなければなりません。

〇様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありませんが、最低限次の事項の記載が必要です。
　なお、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が提案する「ふくせん　福祉用具サービス計画書」等を適宜参考としてください。

〈必ず記載しなければならない事項〉

・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
・福祉用具が必要な理由
・福祉用具の利用目標
・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な

事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

※平成２４年３月１６日事務連絡「平成２４年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（vol.1）

軽度者の福祉用具貸与の取扱いと手続き

要支援１・２、要介護１（＊[7]については、要支援１・２、要介護１～３）の者に対する福祉用具貸与費については、自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から見て使用が想定しにくい下記の品目については、**原則として算定できません。**

【対象となる福祉用具貸与の種目】

[1] 車いす及び車いす付属品　　[2] 特殊寝台及び特殊寝台付属品
[3] 床ずれ防止用具　　[4] 体位変換器
[5] 認知症老人徘徊感知機器　　[6] 移動用リフト（つり具の部分を除く）
[7] 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）（＊）

ただし、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人については、保険給付の対象として福祉用具貸与が行われます。

※ 例外となる者・・・厚生労働大臣が定める状態像に該当する者（9-10 ページ参照）

【例外 1】平成 18 年 4 月介護保険法改正

「要介護認定など基準時間の推計の方法」別表第１の調査票のうち、基本調査の直近の結果を用いて、その要否を判断します。

→ 前橋市の場合は個人情報提供申請により、担当の居宅介護（介護予防）支援事業者は認定調査票の必要な部分の写しを入手して確認します。

※車いす（付属品）と移動用リフトで、該当する基本調査項目がないものについて

十分なアセスメントの上、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより、ケアマネジャーが判断します。この場合、**軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認書類一式の提出は必要ありません。**しかし、今後必要に応じて、市から上記書類を求めることがありますので、判断した根拠がわかる書類を整備した上で、計画書と併せて保存してください。

【例外 2】平成 19 年 4 月介護保険法改正

※対象者

ⅰ　疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者
（例　パーキンソン病の治療薬によるＯＮ・ＯＦＦ現象）
ⅱ　疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態に該当するに至ることが確実に見込まれる者
（例　がん末期の急速な状態悪化）

ⅲ　疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から、福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者
（例　ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

※判定方法

（1）上記ⅰ～ⅲのいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づいて判断されている。
（2）サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要と認められる。
（3）（1）、（2）のいずれも満たしていることを前橋市が確認する。

※確認における必要書類

（1）軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書
（2）居宅サービス計画書（第１～３表）又は介護予防サービス・支援計画書の写し（利用者の同意が得られているもの・該当福祉用具の利用が盛り込まれていること）
（3）サービス担当者会議の要点の写し（介護予防支援の場合は、サービス担当者会議の要点が記入された介護予防支援経過記録の写しで可）
（4）医師の医学的な所見の分かる書類の写し（主治医意見書、医師の診断書、又は担当ケアマネジャー（又は地域包括支援センター職員）が面接又は電話により医師から聴取した内容を記録したもの。）
※ただし、サービス担当者会議の要点等に例外給付が必要な状態の原因となっている疾患名、医師の所見、必要とされる福祉用具の種目が確認できる詳細な記録がある場合は省略可。

※確認書の提出方法

・担当のケアマネジャー（又は地域包括支援センター職員）が提出してください。
・提出先は、前橋市役所介護保険室介護給付係になります。お預かり後、確認結果を「軽度者の福祉用具貸与に関する確認書」により担当のケアマネジャー（又は地域包括支援センター職員）あてに通知します。
・認定結果が出る前に、暫定で貸与する場合であって、軽度者に該当する見込みの場合には、書類を提出してください。
・新たに認定結果(更新・変更申請含む)が出て、例外給付が必要な場合には、再度書類を提出してください。

※例外給付の対象期間について
　市役所に確認依頼書を提出し、例外給付となる場合の貸与対象期間は、確認依頼書の受付日の１４日前以降で貸与が必要な日から、例外給付が必要とされる期間までとし、最長で当該要介護認定又は要支援認定の有効期間の満了する日までとします。

軽度者の例外給付に関する具体的取扱い方法

軽度者の福祉用具貸与　　簡易フローチャート

① 直近の認定調査票で、「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する。

Yes → 例外給付可能（確認依頼書の提出不要）

＊計画書に認定調査票を併せて保存。

No ↓

② 貸与種目は「車いす・車いす付属品」「移動用リフト（段差解消機・床走行式階段移動用リフト）」であり、医師の意見・サービス担当者会議を通じたアセスメント等により必要性を判断されている。

Yes → 例外給付可能（確認依頼書の提出不要）

＊例外給付の根拠がわかるように関係書類を計画書と併せて保存。

No ↓

③ 上記①、②には該当しないが、例外給付が特に必要である旨が判断されている。

（以下の（１）、（２）の要件を満たしている）

（１）医師の医学的な所見に基づき、次のⅰ）からⅲ）までのいずれかに該当すると判断されている。

ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者

ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当することが確実に見込まれる者

ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者

（２）サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、（介護予防）福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

No → 例外給付は認められない

Yes ↓

「軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書」の提出により、前橋市長より貸与の必要性が確認されている（＝「軽度者の福祉用具貸与に関する確認書（通知）」で貸与が確認されている）。

No → 例外給付は認められない

Yes ↓

例外給付可能

例外給付を受ける場合には、①～③のどの要件に当てはまるかを確認のうえ、必要な手続きを行ってください。手続きは認定ごとに必要になります。また、例外給付の種目が増える場合も再度手続きが必要になりますので注意してください。

①　基本調査の結果から、例外給付が可能な場合

＊市役所に確認依頼書を提出する必要はありません。

直近の認定調査票の基本調査の結果が、「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する場合（下記の表を参考にしてください）は、例外給付を受けることが出来ます。

該当となった認定調査票を居宅サービス計画書（又は介護予防サービス支援計画書。以下計画書という）と併せて保存してください。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 （一）　日常的に歩行が困難な者 （二）　日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1―7　「3．できない」 ―
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 （一）　日常的に起きあがりが困難な者 （二）　日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1―4　「3．できない」 基本調査 1―3　「3．できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1―3　「3．できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 （一）　意思の伝達､介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 （二）　移動において全介助を必要としない者	基本調査 3―1　「1．調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3―2～基本調査 3―7 のいずれか「2．できない」 又は 基本調査 3―8～基本調査 4―15 のいずれか「1．ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2―2　「4．全介助」以外

移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一)　日常的に立ち上がりが困難な者 (二)　移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (昇降座椅子はここで判断) (三)　生活環境において段差の解消が必要と認められる者	 基本調査 1―8　「3. できない」 基本調査 2―1　「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 ―
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)　排便が全介助を必要とする者 (二)　移乗が全介助を必要とする者	 基本調査 2―6　「4.全介助」 基本調査 2―1　「4.全介助」

認定調査票を入手し、サービス担当者会議において、利用者の同意を得たうえで、認定調査を実施した日及び例外給付となる基本調査の結果を関係者に伝達するとともに、介護支援専門員（地域包括支援センターにあっては、担当者）は、サービス担当者会議録（予防給付にあっては支援経過記録）にその内容を記載し、（介護予防）福祉用具貸与事業所に配布してください。

（配布する理由）

指定（介護予防）福祉用具貸与事業者は、例外給付を算定する場合には、認定調査票について必要な部分の内容が確認できる文書を入手し、サービス記録と併せて保存しなければなりません。しかし、前橋市では、情報提供を本人・親族・計画作成者に対して行っているため、認定調査票の写しをそのほかの者に提供することが出来ないことによるものです。

②　該当する基本調査結果がない場合

＊市役所に確認依頼書を提出する必要はありません。

以下の項目については、**認定調査票の基本調査の結果では判断が出来ません。**

「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」

該当種目：「車いす」「車いす付属品」

「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」

該当種目：「移動用リフト（段差解消機）」

「移動用リフト（床走行式階段移動用リフト）」

この場合については、

・ 主治医から得た情報
・ 適切な助言が出来る福祉用具専門相談員や他の関係者の参加するサービス担当者会議

を通じて、**適切なケアマネジメントにより例外給付の必要性を指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断します。**

判断した根拠がわかるように書類を整備した上で、計画書と併せて保存してください。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
車いす及び車いす付属品	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する調査項目なし
移動用リフト〔段差解消機・床走行式階段移動用リフト〕	生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する調査項目なし

なお、電動車いすを利用する場合、日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者の考え方については以下の内容も参考にしてください。

・車いす（電動車いす）の利用により、買い物や通院などを利用者自身で行う事ができるようになり、その行為に対して訪問介護（外出介助）の利用が不要となる（減る）こと。
・車いす（電動車いす）が、単なる気分転換や閉じこもり防止の目的ではなく、利用者自身の日常生活を営む目的で利用されること。

③　例外給付の貸与の必要性が判断されている場合

例外給付が特に必要であると判断される場合とは、軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書を市に提出し、以下の２点について内容を審査されたのち、前橋市長より貸与の必要性が認められた場合をいいます。

（１）＊医師の医学的な所見に基づき、次のⅰ）からⅲ）までのいずれかに該当すると判断されている

ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者

ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当することが確実に見込まれる者

ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者

（２）サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、（介護予防）福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている

＊医師の医学的所見で必要なこと（別表を参考にしてください）

・疾患名

・疾患によって引き起こされている症状

・必要となる福祉用具

（内容に不足があった場合は例外給付の対象になりませんので注意してください）

医学的な所見の入手方法については、書面によるもののほか、面接や電話等で医師から聴取した内容を記録する方法でも差し支えありませんが、いつ・誰から・どのような方法によって聴取したのかを明確にしてください。

計画書には、当該医師の所見及び医師の名前を記載しなければならないという規定がありますので、利用者の同意を得た上で、計画書への記載をお願いします。

また、指定（介護予防）福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に関わる医師の所見及び医師の名前について確認があった場合には、利用者の同意を得た上で情報提供をしてください。

確認書は、認定のたびに必要ですので、更新認定により再度例外給付が必要な場合には、改めて手続きを行ってください。

別表

ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者			
事例1	パーキンソン病で，内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ＯＮ・ＯＦＦ現象）が頻度におき，日によって，福祉用具が必要な状態となる。	想定される福祉用具	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト※
事例2	重度の関節リウマチで，関節のこわばりが朝方に強くなり，時間帯によって，福祉用具が必要な状態となる。		・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト※
ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当することが確実に見込まれる者			
事例1	末期がんで，認定調査時は何とか自立していても，急激に状態が悪化し，短期間で福祉用具が必要となる。	想定される福祉用具	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト※
ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者			
事例1	重度の喘息発作で，特殊寝台の利用により，一定の角度に上体を起こすことで，呼吸不全の危機性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。	想定される福祉用具	・特殊寝台
事例2	重度の心疾患で，特殊寝台の利用により，急激な動きをとらないようにし，心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。		・特殊寝台
事例3	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で，特殊寝台の利用により，一定の角度に上体を起こすことで，誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。		・特殊寝台
事例4	脊髄損傷による下半身麻痺で，床ずれ発生リスクが高く，床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。		・床ずれ防止用具 ・体位変換器
事例5	人工股関節の術後で，移動用リフトにより，立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。		・移動用リフト※

＊この表は平成 19 年 3 月 14 日厚生労働省「地域包括支援センター介護予防事業担当者会議資料」を参考にしています。上記事例以外の状態であっても、福祉用具が必要な状態にあると判断される場合があります。

＊「移動用リフト」の使用目的が「生活環境において段差の解消が必要」である場合の「段差解消機」「階段移動用リフト（床走行式）」については確認依頼書の提出は必要ありません。

軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　確認依頼書はいつまでに提出したらよいのですか

Ａ１　原則として利用開始前に提出してください。ただし、利用開始前に提出することが難しいやむを得ない事情がある場合は、例外給付の対象期間の開始は、受付日の１４日前までは遡ることを可能とします。やむを得ず提出が事後となってしまう場合でも、必ず利用開始から１４日以内に手続きを完了してください。

書類の提出し忘れなど、やむを得ない事情と判断できない場合は、受付日より前の利用については給付対象となりませんのでご注意ください。

Ｑ２　一度手続きをすれば、ずっと貸与を受けることが出来ますか。

Ａ２　貸与は、認定期間を基準としています。認定が変わるたびに改めて手続きが必要ですので、再手続きをしないまま貸与を受けることは出来ません。添付書類についても新しい状態のものを用意してください。

Ｑ３　要介護２を見込んで、暫定で特殊寝台の利用を開始する予定ですが、要介護１が出る可能性もある場合には、どうしたらいいですか。

Ａ３　Ｑ１と同様、確認依頼書を提出してください。見込み違いにより一連の手続きをおこなっていない場合についても、原則は受付日より前の利用については給付対象となりませんのでご注意ください。

Ｑ４　状態の悪化により、要支援１から区分変更申請をしようと思います。現在市役所に確認してもらって特殊寝台を利用していますが、区分変更申請をするにあたり、例外給付の手続きはどのようにしたらよいですか。

Ａ４　現在、手続きにより例外給付が確認されていること、また状態の悪化により区分変更申請をするということにより、認定結果が出るまでの間については新たに手続きをする必要はありません。認定結果により引き続き例外給付となる場合には、改めて手続きをしてください。その際、今回の新規申請前に受けた例外給付の確認通知の写しを添付してください。書類の添付により、新しい認定期間の開始日まで遡って例外給付の対象とします。

Ｑ５　主治医意見書を記入した医師と、福祉用具が必要な状態（疾患）を診察している医師が違います。どうしたらよいのですか。

Ａ５　福祉用具を必要としている状態を判断できる医師の意見であれば主治医意見書を記入した医師でなくてもかまいません。状況に応じて判断してください。

Ｑ６　医師から必要な情報を得られません。どうしたらよいですか。

Ａ６　例外給付が特に必要であると判断されるには、医師の医学的な所見が不可欠であるため、情報の不足があった場合には例外給付の対象となりません。

Ｑ７　医師の所見と氏名は、計画書のどこに記載すればよいですか。

Ａ７　特に決まりはありませんが、わかりやすい場所への記載をお願いします。

（例）介護給付の場合

・総合的な援助の方針の欄

・サービス内容の欄

予防給付の場合

・主治医意見書、生活機能評価等を踏まえた留意点の欄

・介護保険サービスまたは地域支援事業の欄

Ｑ８　移動用リフトの考え方について教えてください

Ａ８　「段差の解消が必要と認められるもの」として該当するのは、「段差解消機」及び「階段移動用リフト（床走行式)」のみです。車いすを必要としている利用者が、段差を移動するときにスロープ等では対応できない場合などに利用します。

「昇降座椅子」については、基本調査の「移乗」で判断します。その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要があり、「畳からポータブルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためです。

（平成１９年３月３０日　厚生労働省老健局通知　老振発第０３３０００１号
老老発第０３３０００３号　福祉用具貸与に関するＱ＆Ａより）

Ｑ９　自動排泄処理装置について教えてください。

Ａ９　平成２４年３月３１日までは「特殊尿器」として福祉用具購入対象でしたが、平成２４年４月改正以降は、「自動排泄処理装置」として本体部分が貸与対象、交換可能部品については購入対象に変更されました。

自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）の貸与に関しては、原則として要介護４または要介護５の者のみ対象です。したがって、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、要介護３以下の場合は、軽度者の例外給付としての取り扱いが必要です。

福祉用具貸与事業関係 Q&A集　【「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ＆A　厚生労働省2012】

	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	番号
53	21 福祉用具貸与事業	5 その他	付属品を追加して貸与する場合	車椅子やベッドを借りた後、身体の状況の変化等により必要がある場合には、付属品のみを追加して貸与を受けることも可能か。	平成12年1月31日老企第34号通知の付属品の説明に記載されているとおり、既に利用者が車椅子や特殊寝台を介護保険の給付として貸与されている場合、後から追加的に貸与される場合も算定できる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅰ(1)⑧2
106	21 福祉用具貸与事業	3 運営	付属品のみの貸与	介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。	既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について保険給付を受けることは可能である。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
164	21 福祉用具貸与事業	3 運営	体位変換器	福祉用具貸与の対象となる体位変換器について、「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とあるが、これは、体位の保持にも用いることができ、かつ、身体の下に挿入することが容易にできるような工夫を施す等により、体位の変換が容易にできるようにするものを排除するものではないと解してよいか。	当該ただし書きは、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものを除外する趣旨である。従って、使用法によっては体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、対象となる。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A	Ⅴ
297	21 福祉用具貸与事業	4 報酬	福祉用具貸与	月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について	福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、歴月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規定に記載する必要がある。 なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。	15.6.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.153 介護報酬に係るQ&A(vol.2)	9
611	21 福祉用具貸与事業	3 運営	利用者の状態悪化	利用者が、あきらかに直近の認定調査時点から状態が悪化しているような場合には、ケアマネ(地域包括支援センター)及び保険者が必要と認めた場合には、支給することは可能か。	一般的には、直近の認定調査結果が実態と乖離していることはあり得ないが、仮に、直近の認定調査時点から著しく状態が悪化しており、長期的に固定化することが見込まれる場合は、要介護度自体にも影響があることが想定されることから、要介護度の区分変更申請が必要と思われる。	18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)	45
612	21 福祉用具貸与事業	1 人員	福祉用具専門相談員	従来、福祉用具貸与事業の人員基準の福祉用具専門相談員として、「ヘルパー2級課程以上の修了者」が認められていたが、制度改正後も認められるのか。また、福祉用具販売の福祉用具専門相談員としても認められるのか。	従来と同様に認められ、福祉用具販売としても同様である。 また、介護職員基礎研修課程を修了した者も同様である。	18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)	46
1230	21 福祉用具貸与事業	3 運営	福祉用具サービス計画	福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か。	指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載」することとしている。 これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。 ・ 利用者の基本情報(氏名、年齢、性別、要介護度等) ・ 福祉用具が必要な理由 ・ 福祉用具の利用目標 ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由 ・ その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等)	24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報vol.267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24 年3 月16 日)」の送付について	101
1231	21 福祉用具貸与事業	3 運営	福祉用具サービス計画	福祉用具サービス計画作成の義務化に伴い、福祉用具専門相談員講習の講習課程に、福祉用具サービス計画の作成に関する講義を位置づける必要はあるか。	今般の制度改正により、福祉用具サービス計画を作成することが、福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員の業務として位置づけられたことから、福祉用具専門相談員講習において福祉用具サービス計画に関する内容を含めることが望ましい。	24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報vol.267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24 年3 月16 日)」の送付について	102

第二　特定福祉用具販売

Ⅰ　概要

１　「特定福祉用具販売」とは

利用者が可能な限りその居宅で、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、利用者の心身の状況、希望と環境をふまえ、適切な特定福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに介護者の負担軽減を図るものです。

２　「特定介護予防福祉用具販売」とは

利用者が可能な限りその居宅で、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望と環境をふまえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

Ⅱ　種目

１　特定福祉用具の種目及び特定介護予防福祉用具の種目

① 腰掛便座・・次のいずれかに該当するものに限る。

一　和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの

二　洋式便器の上において高さを補うもの

三　電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの

四　便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

② 自動排泄処理装置の交換可能部品

③ 入浴補助用具・・座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

一　入浴用椅子

二　浴槽用手すり

三　浴槽内椅子

四　入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの）

五　浴室内すのこ

六　浴槽内すのこ

七　入浴用介助ベルト

④ 簡易浴槽・・空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

⑤ 移動用リフトのつり具の部分

Ⅲ　福祉用具購入費

第４４条２項　居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
（居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合）
［則］第７０条　居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。

（１）購入費用の９割（平成２７年８月からは、一部８割）相当額を支給

在宅の要介護者・要支援者が、都道府県知事の指定を受けた事業者から特定福祉用具・特定介護予防福祉用具（入浴や排泄に用いる貸与になじまない福祉用具で厚生労働大臣が定めたもの）を購入したときは、市町村が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、居宅介護福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費が支給されます。

●保険料の滞納にともなう給付の一時差止と保険給付額からの滞納保険料分の控除や、保険料未納期間に応じた保険給付率９割（８割）の７割への引き下げは、福祉用具購入費についても適用されます。

（２）福祉用具購入費支給申請書の提出

要介護者等が福祉用具購入費の支給を受けようとするときは、次の支給申請書を市の窓口に提出します。

なお、前橋市は「償還払い」と「受領委任払い」の二通りの支給方法があり、受領委任払いの場合提出書類が１枚増えます。

・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
・領収証
・パンフレット等購入した用具の概要が分かるもの
・販売証明書

さらに、受領委任払いで支給を受けようとする場合は、上記書類に追加して、

・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払　委任状兼同意書

が必要になります。

＊各書類の注意点はＰ．５０参照

（３）支給限度基準額は同一年度で１０万円

福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度（４月１日からの１２ヶ月間）で１０万円です。したがって、居宅介護福祉用具購入費と介護予防福祉用具購入費の総額は、１０万円の９割相当額を超えることはできません。

また、同一年度内に一度福祉用具購入費が支給されると、以後の期間に同一種目の特定（介護予防）福祉用具の福祉用具購入費は支給されません。

●破損した場合の例外

すでに購入した福祉用具の破損や、要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情がある場合であって、市町村が必要と認めるときは、同一種目であっても福祉用具購入費が支給される場合があります。

また、買換えの場合は、以前購入したものの使用年数が概ね６年を超過している場合を対象とします。

Ⅳ　取扱い方針

福祉用具専門相談員が、居宅（介護予防）サービス計画にもとづき次のとおり提供します。

１　特定福祉用具販売

・利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。

・常に清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売します。

・事業者は、自らその提供する指定特定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

〔具体的取扱方針〕

（１）特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具の適切な選定・使用のための相談に専門的知識にもとづき応じ、目録等の文書で機能・使用方法・販売費用等について説明して、個別の販売について同意を得ます。

（２）特定福祉用具の機能・安全性・衛生状態等に関して点検を行います。

（３）利用者の身体の状況等に応じて調整を行うとともに、使用方法・留意事項等を記載した文書を交付して十分に説明し、必要に応じて、実際に使用させながら指導します。

（４）居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載されるようにします。

２　特定介護予防福祉用具販売

・利用者の介護予防に資するように目標を設定し、計画的に行います。

・事業者は自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

・利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とすることを常に意識してサービスの提供に当たります。

・利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めます。

〔具体的取扱方針〕

（１）利用者の心身の状況、希望と環境をふまえ、特定福祉用具の適切な選定・使用のための相談に専門的知識にもとづき応じ、目録等の文書で機能・使用方法・販売費用等について説明して、個別の販売について同意を得ます。

（２）特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行う。

（３）特定介護予防福祉用具の機能・安全性・衛生状態等に関して点検を行います。

（４）利用者の身体の状況等に応じて調整を行うとともに、使用方法・留意事項等を記載した文書を交付して十分に説明し、必要に応じて、実際に使用させながら指導します。
（５）居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載されるようにします。

Ⅴ　特定福祉用具販売計画の作成

（１） 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望と環境を踏まえて、福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した福祉用具販売計画を作成します。福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成します。
（２）既に居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合は、当該サービス計画の内容に沿って作成します。
（３）福祉用具販売計画の内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ます。
（４）作成した福祉用具販売計画は、利用者に交付します。

〇福祉用具販売計画は、２年間保存しなければなりません。
〇様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありませんが、最低限次の事項の記載が必要です。
なお、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が提案する「ふくせん　福祉用具サービス計画書」等を適宜参考としてください。

〈必ず記載しなければならない事項〉
・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
・福祉用具が必要な理由
・福祉用具の利用目標
・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

※平成２４年３月１６日事務連絡「平成２４年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（vol.1）

特定福祉用具販売事業関係 Q&A集　【「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ＆A　厚生労働省2012】

	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	番号
59	22 特定福祉用具販売事業	3 運営	腰掛け便座の給付対象範囲	(福祉用具)腰掛け便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅱ1
60	22 特定福祉用具販売事業	4 報酬	部品購入費	介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅱ2
166	22 特定福祉用具販売事業	4 報酬	福祉用具購入費の支給	福祉用具購入費の支給について、下のようなケースの限度額管理はいずれの年度において行われるか。 ①平成12年度に福祉用具の引渡を受け、平成13年度に代金を支払い保険給付を請求したケース ②平成12年度に福祉用具の引渡を受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成13年度に行ったケース	介護保険法第44条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日(代金を完済した日:実務的には領収証記載の日付)の属する年度において支給限度額を管理することとされている。 したがってケース①は平成13年度において、ケース②は平成12年度において、それぞれ限度額管理が行われる。 ※保険給付の請求権の消滅時効については、保険給付の請求権の発生時(代金を完済した日)の翌日を起算日とする。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A	Ⅶ1
613	22 特定福祉用具販売事業	3 運営	未指定の事業者	施行日以降、指定を受けていない事業者で利用者が特定福祉用具を購入した場合であっても、当分の間、保険者の判断で福祉用具購入費を支給することは可能か。	認められない。 特定福祉用具販売は、今回の制度改正により、福祉用具専門相談員が関与する「サービス」として位置づけられたものであり、その「サービスの質」が担保されない「購入」に対して福祉用具購入費を支給することは認められない。	18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)	47

住宅改修関係

Ⅰ　概要

■「居宅介護（介護予防）住宅改修費」とは

要介護者・要支援者が、在宅生活の継続と自立した日常生活を営むために、手すりの取付け等の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を現に居住する住宅について行ったときは、市町村が要介護者等の心身の状況や住宅の状況等から必要と認めた場合に限り、居宅介護住宅改修費・介護予防住宅改修費が支給されます。

住宅改修の支給は償還払いで、実際の改修費の９割（８割）相当額で、支給限度基準額の９割（８割）を上限とします。

⇒ 保険料滞納にともなう給付の一時差し止めと保険給付額からの滞納保険料分の控除や、保険料未納期間に応じた保険給付率７割への引き下げは、住宅改修費についても適用されます。

※住宅改修費の支給限度基準額

支給限度基準額は、同一住宅・同一対象者で２０万円までです。ただし、転居した場合には、改めて住宅改修費の支給を受けられます。

※要介護状態が著しく重くなった場合の例外

最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して、介護の必要の程度が３段階以上重くなった場合に行った住宅改修については、例外的に、改めて支給限度基準額（２０万円）までの住宅改修費の支給を受けることができます。

ただし、この取扱いは、同一被保険者について１回しか適用されません。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護５
第五段階	要介護４
第四段階	要介護３
第三段階	要介護２
第二段階	要支援２又は要介護１
第一段階	要支援１又は経過的要介護、旧要支援

Ⅱ　住宅改修の種類

① 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの。

形状

ａ．縦付け　ｂ．横付け　ｃ．二段式　等適切なもの

なお、福祉用具貸与告示第７項に掲げる「手すり」に相当するものは除かれる。

② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するためのもの。

具体例

ａ．敷居を低くする工事

ｂ．スロープを設置する工事

ｃ．浴室の床のかさ上げ　等

福祉用具貸与告示第８項に掲げる「スロープ」又は特定福祉用具購入告示第３項第五号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

具体例

ａ．居室における畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更

ｂ．浴室における床材の滑りにくいものへの変更

ｃ．通路面における滑りにくい舗装材への変更　等

④ 引き戸等への扉の取替え

具体例

ａ．扉全体の取替え（開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等への取替え）

ｂ．扉の撤去

ｃ．ドアノブの変更

ｄ．戸車の設置　等

ただし、引き戸等への扉の取替えに合わせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれない。

また、引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合もあることから、その場合に限り「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付対象となる。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

ただし、特定福祉用具購入告示第１項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

⑥ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

上記の１から５までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修として考えられるもの。

・ 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

・ 段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事

スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

・ 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤整備

・ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

・ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水工事。ただし、水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。

便器の取替えに伴う床材の変更。

Ⅲ　サービス提供の流れ

利用者が介護支援専門員に相談する
↓
利用者の身体状況等により理由書を作成
↓
改修工事を行う業者の選定
↓
事前申請
↓
（確認書到着）
↓
着　工
↓
完　了
↓
事後申請
↓
支　給

Ⅳ　住宅改修の支給申請手続き

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修の支給を受ける場合は、事前申請と事後申請の２段階の申請を行います。

■ 事前申請

要介護者・要支援者は、住宅改修費の支給を受けようとする際は、改修を行おうとする前に次の書類を市町村に提出します。（施行規則 75 条，第 94 条、12.3.8 老企 42 号）

① 当該申請に係る住宅改修の内容、箇所及び規模並びに当該住宅改修を施工する者の氏名又は名称

② 当該申請に係る住宅改修に要する費用の見積り及びその着工予定の年月日

③ 介護支援専門員その他居宅要介護被保険者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成する書類であって、当該申請に係る住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの。

具体的には、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するものである。

ただし、前橋市では適正化の観点から当該書類を作成するものは、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員とする。

④ 当該申請に係る住宅改修の完成予定の状態が確認できるもの

便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前の写真及び予定の状態を写真や簡単な図で示したものとする。

⑤ 住宅改修を行った住宅の所有者が当該居宅要介護被保険者でない場合には、上①から④までに掲げる事項を記載した申請書又は書類に、当該住宅の所有者が当該住宅改修について承諾したことが確認できる書類を添付しなければならない。

※事前申請提出書類

・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
・住宅改修が必要な理由書
・工事費見積書
・改修前の写真（改修箇所ごとの撮影日のわかる写真）
・改修前と改修後の完成予定の状態がわかるもの（簡単な図）
・ケアプランの写し（作成してある場合）
・住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が当該利用者でない場合）

さらに、受領委任払で支給を受けようとする場合には上記の書類の他に、次の書類も提出します。

・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払　申請書兼同意書

※事前申請提出後、工事の必要性が認められた場合に市役所から当該利用者宅へ「介護保険住宅改修確認書」を郵送しますので、確認書が届いた日以降に着工してください。

※以前に住宅改修を行ったことがある利用者の場合には、本人・家族又は担当介護支援専門員からの問い合わせには、過去の改修利用額をお答えしますので、担当までお問い合わせください。

■ 事後申請

要介護者・要支援者は住宅改修を完了し、次に掲げる書類を提出する。（施行規則 75 条，第 94 条、12.3.8 老企 42 号）

① 申請に係る住宅改修に要した費用並びにその着工及び完成の年月日

② 当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証

領収証には、工事内訳書も添付する。工事内訳書は、工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとする。

なお、領収書は住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めた費用を記載して差し支えないが、住宅改修に要した費用として適切に算出されたものであることが分かるよう、工事費内訳書において算出方法を明示するものとする。

③ 当該申請に係る住宅改修の完了後の状態を確認できる書類等

便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前の及び改修後のそれぞれの写真とし、原則として撮影日のわかるものとする。

※事後申請提出書類

・完了届
・住宅改修に要した費用にかかる領収証
・工事内訳書
・改修箇所ごとの改修後の写真（改修箇所ごとの撮影日のわかる写真）
・完成後の図面

完了届は、事前申請提出後に当該利用者宅へ郵送された「介護保険住宅改修確認書」に同封されていますので、必要事項を記入して下さい。

■ 住宅改修のポイント

① 利用者・家族の視点からの事後評価

・利用者本人の意見が取り込まれているかが、評価につながる。
・改修前の目的に対して改修後に目的が達成できたのか。
・実際に利用してみて、良い点と不都合な点があるのか。

② 介護支援専門員の視点からの事後評価

・改修後に利用者の生活動作に変化が出てきている点があるか。
・家族の介護の状況について、改修後、利用者に変化が出たことにより軽減されている点があるか。
・介護支援専門員も住宅改修の経験を積むことにより、利用者のアドバイスができるようになる。

③ 住宅改修を行う時は、必要最低限の改修が望ましい。家全体の改修を行った場合に、数年経過することにより利用者の身体状況に変化が現れることもあり、改修後変更が必要になることもある。

Ⅴ　留意事項

・住宅改修の算定上の留意事項

① 住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、実際に住宅改修が行われた場合には住宅改修費の支給対象となります。（実際に住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象となりません。）

② 新築又は増改築の場合

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象とはなりません。また、増改築の場合は、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象とはなりませ

んが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付け、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り換える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

③ 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出します。

④ 被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費が住宅改修費の支給対象となります。この場合、「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料を販売した者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成することになります。なお、この場合であっても、住宅改修が必要な理由書、完成後の状態を確認できる書類等、必要となる書類に変更はありません。

⑤ 同一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

複数の被保険者が同一住宅に居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能です。ただし、同一住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないようにします。

例えば、被保険者が二人いる場合において、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなります。

・介護支援専門員の関与

① 理由書の作成は、居宅介護支援（介護予防支援）の一環として当該利用者の担当である介護支援専門員が行います。居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に対する理由書作成については、担当ではない介護支援専門員や住宅改修について十分な専門性があると認められる者が作成します。

※前橋市では居宅サービス（介護予防サービス）計画を作成する介護支援専門員及び担当の地域包括支援センターの職員がいない被保険者が住宅改修を行う場合は、住居地担当の地域包括支援センター職員が作成します。

② 介護支援専門員が理由書を作成する業務は、居宅介護支援（介護予防支援）の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することはできません。

③ 介護支援専門員が、自ら設計・施工を行わないにもかかわらず被保険者から住宅改修の工事を請け負い、住宅改修の事業者に一括下請けさせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介料等を徴収したりすることは認められません。

住宅改修関係 Q&A集　【「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ＆A　厚生労働省2012】

	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	番号
22	27 住宅改修	5 その他	滑り止めのゴム	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。	12.3.31事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A	Ⅱ1
61	27 住宅改修	4 報酬	手すり	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①1
62	27 住宅改修	4 報酬	玄関以外のスロープ	（住宅改修）居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①3
63	27 住宅改修	4 報酬	浴室の段差解消工事	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①4
64	27 住宅改修	4 報酬	上がり框（かまち）の段差緩和工事	（住宅改修）上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①5
65	27 住宅改修	4 報酬	段差解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①6
66	27 住宅改修	4 報酬	床材の表面加工	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①7
67	27 住宅改修	4 報酬	扉工事	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①8
68	27 住宅改修	4 報酬	引き戸の取替工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①9
69	27 住宅改修	4 報酬	洋式便器の改修工事	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。①洋式便器をかさ上げする工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①10
70	27 住宅改修	4 報酬	洋式便器への便器取替工事	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①11
71	27 住宅改修	4 報酬	既存洋式便器への洗浄機能の取り付け工事	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①12

住宅改修関係 Q&A集　【「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ＆A 厚生労働省2012】

	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	番号
72	27 住宅改修	4 報酬	和式便器の腰掛け式への変換	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①13
73	27 住宅改修	3 運営	領収証	領収証は写しでもよいか	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ②1
74	27 住宅改修	3 運営	工事内訳書	支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ②2
75	27 住宅改修	3 運営	添付写真の日付	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ②3
76	27 住宅改修	3 運営	新築工事の竣工日以降の改修工事	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ③1
77	27 住宅改修	3 運営	賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ③2
78	27 住宅改修	3 運営	賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ③3
79	27 住宅改修	3 運営	分譲マンション共用部分の改修費	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ③4
80	27 住宅改修	3 運営	一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ③5
81	27 住宅改修	3 運営	入院（入所）中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない（退院しないこととなった場合は申請できない）ものと考える。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱って差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ③6
82	27 住宅改修	3 運営	家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ③7

住宅改修関係 Q&A集　【「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ＆A 厚生労働省2012】

	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	番号
107	27 住宅改修	5 その他	段差解消・手すり	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	貴見のとおり。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
108	27 住宅改修	5 その他	玄関以外のスロープ	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
109	27 住宅改修	5 その他	段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
110	27 住宅改修	5 その他	通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
111	27 住宅改修	5 その他	通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
112	27 住宅改修	5 その他	扉の取り替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
168	27 住宅改修	5 その他	段差の解消に伴う付帯工事の取扱	(住宅改修）脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る）を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事 ③②の状態で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A	Ⅵ1
169	27 住宅改修	5 その他	段差の解消の取扱い	平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものと考える。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A	Ⅵ2

住宅改修関係 Q&A集　【「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ＆A 厚生労働省2012】

	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	番号
170	27 住宅改修	5 その他	住宅改修における利用者負担の助成	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分（施工費用の1割）の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱い如何。	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90／100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきでものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。 なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A	Ⅵ3
615	27 住宅改修	3 運営	事後申請による支給	事前申請制度が定着する当分の間、事前に申請がなかった住宅改修についても、「やむを得ない場合」として事後申請による住宅改修費の支給を認めても良いか。	3月の課長会議資料P178のとおり、「やむを得ない事情がある場合」とは「入院又は入所者が退院又は退所後に住宅での生活を行うため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに申請を行うことが制度上困難な場合」を想定しているが、当分の間、経過的に保険者の判断で運用することは差し支えない。	18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q＆A(vol.2)	49
616	27 住宅改修	5 その他	理由書の様式	住宅改修が必要な理由書の様式が示されたが、市町村独自で様式を定めることは可能か。	3月の課長会議で示した様式は標準例としてお示ししたものであり、それに加えて市町村が独自に定めることは可能である。	18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q＆A(vol.2)	50
985	27 住宅改修	3 運営	住宅改修における利用者負担の助成	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分(施工費用の１割)の全部又は一部について 助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱い如何。	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90／100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には、当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。 なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。	13.9.28 全国介護保険担当課長会議資料 Q&A	6

住宅改良（リフォーム）ヘルパー

前橋市では、高齢者の身体的状況に合わせた住宅改良を予定している方に対して、専門的知識を持っている住宅改良（リフォーム）ヘルパーを派遣しています。住宅改良に関する相談や指導、助言を行い住環境の改善を推進するものです。

対象者となる方

日常生活を営むうえで、常に介助や注意を必要とするおおむね 65 歳以上の方の身体状況に合わせた住宅改良をしようとする方
※新築・増築は対象外

実　施　方　法

建築士・理学療法士・作業療法士・保健師が訪問し、住宅改良に関する相談や助言を行います。

利　用　方　法

住宅改良工事の前に、市役所の介護高齢課介護保険室に高齢者住宅改良（リフォーム）ヘルパー派遣申出書とリフォームヘルパー調査票を提出してください。

派 遣 手 数 料

無料です。

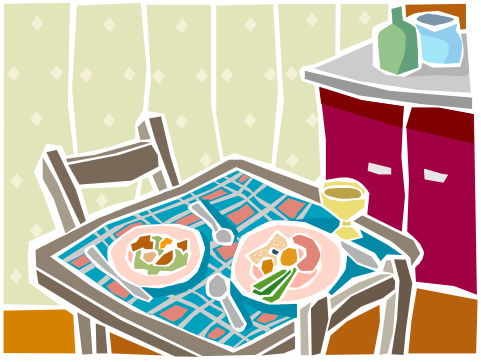

＜お問い合わせ先＞

前橋市役所　介護高齢課介護保険室　介護給付係
１階　１２番窓口
電話０２７－８９８－６１５７（直通）
０２７－２２４－１１１１　内線３１５６・３１５７

事務の流れ

相談・リフォームヘルパーの派遣希望

対象者は、市内に居住する日常生活を営むうえで常に介助または注意を要するおおむね６５歳以上の高齢者で、自己の身体状況等に適した住宅に改良しようとする者

高齢者住宅改良（リフォーム）ヘルパー派遣申出書と
リフォームヘルパー調査票を提出

■派遣申出書　申請者が記載する。
■調査票　担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）がいる場合は、記載を依頼する。介護支援専門員不在の場合は、申請者または家族が記載する。

リフォームヘルパー派遣実施

改良予定のご自宅に、建築士、理学療法士、作業療法士等が訪問し、現地確認します。担当の介護支援専門がいる場合は、同席をお願いします。

リフォーム提案書の提供

現地確認後、リフォーム提案書を作成し、交付します。
現地確認から交付までおおよそ３週間ぐらいかかります。

改良工事完了後の評価

改良工事完了後に、訪問調査させていただきます。

高齢者住宅改良（リフォーム）ヘルパー派遣申出書

（あて先）前橋市長　　平成　　年　　月　　日

申請者　　前橋市　　町

電話番号（　　）

氏　　名　　印

下記により高齢者住宅改良（リフォーム）ヘルパーの派遣を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="4">対象者</td><td>住　所</td><td colspan="2">前橋市　　町</td><td colspan="2">電話</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td><td>申請者との続柄</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">明治・大正・昭和　　年　　月　　日</td><td colspan="2">男・女</td></tr>
<tr><td colspan="2">身体障害者手帳の有無　有・無</td><td colspan="3">障害名
障害等級　　種　　級</td></tr>
<tr><td rowspan="5">世帯の状況</td><td>氏　　名</td><td>続 柄</td><td>性別</td><td>年齢</td><td>職 業</td><td>備　　考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">住宅の状況　　（１・自　家　　２・借　家　　３・アパート）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">対象者の状況</td><td>歩　行</td><td colspan="5">１・独　歩　　２・介助歩行　　３・歩行困難</td></tr>
<tr><td>排　泄</td><td colspan="5">１・自　立　　２・ポータブルトイレ　　３・オムツ</td></tr>
<tr><td>入　浴</td><td colspan="5">１・自　立　　２・一部介助入浴　　３・清拭、全介助</td></tr>
<tr><td>炊　事</td><td colspan="5">１・可　能　　２・一部可能　　３・不可能</td></tr>
<tr><td colspan="6">日常生活上不便を感じる点</td></tr>
<tr><td colspan="6">健康状態　１．良　い　　２．やや悪い　　３．悪　い
（寝たり起きたり）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請理由等</td><td>改良希望箇所</td><td colspan="3">（見積、図面等ある場合は添付）</td><td colspan="2">予　算</td></tr>
<tr><td>理　由</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

自宅付近の案内図	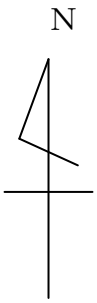

リフォームヘルパー調査票

氏名		性別	男・女	年齢	歳	平成　　年　　月　　日現在

身長・体重	cm・　　kg　　年齢に比して（ a. 大柄　b. 普通　c. 小柄 ）　である
健康状態	a.　良い　b. やや悪い　c. 悪い（寝たり起きたり） かかりつけの医療機関（　　）投薬（　　）
日常生活上制限を要する疾病	a. 無　　b. 有　疾患名（　　） 制限の内容（ ）

◎　日常生活の自立度

自立		J．何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており、１人で外出する。		1．交通機関を利用して外出する。
				2．隣近所へなら外出する。
準寝たきり		A．屋内での生活は概ね自立しているが介助なしには外出しない。		1．介助により外出し、日中はほとんどベットから離れて生活する。
				2．外出の回数が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
寝たきり		B．屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベット上での生活が主体であるが、座位を保つ。		1．自分で車イスに乗り、食事・排泄はベットから離れて行う
				2．介助により車イスに乗ることができる
		C．一日中ベット上で過ごし、排泄・食事・着替えにおいて介助を要する。		1．自分で寝返りをうつ。
				2．自分では寝返りもうたない。
いつ頃からその状態に至ったか				年　　月　頃より

◎　身体の状況

視力		普通		やや悪い		人や物の動きがわかる		視力がなく、全く見えない
聴力		普通		大声で聞こえる		耳元で大声できこえる		全く聴こえない
言語		普通		聴きとりにくい		聴きとれない		全く言葉が発せられない
整容		普通		やや時間がかかっても介護者なしに自由に行える		タオルで顔を拭いてもらうなど一部介助を要する		全面的に介助を要する
意志疎通		普通		おおむね通じる		ある程度通じる		ほとんど通じない

◎　日常生活動作の状況

	可	軽		中		重	
歩行		杖等を使用し、かつ時間がかかっても自分で歩ける		付き添いが手や肩を貸せば歩ける		歩行不能（座位不能）	
						〃　　（座位可能）	
排泄		自分で昼は便所、夜は簡易便器を使ってできる		介助があれば簡易便器		常時おむつを使用している	
				夜はおむつを使用			
食事		スプーン等を使用すれば自分で食事ができる		スプーン等を使用し一部介助すれば食事ができる		臥床のまま食べさせなければ食事ができない	
	特記事項（　　）						
入浴		時間をかければ自分で入浴でき、洗える		自分で入浴できるが、洗うときだけ介助を要する		自分でできないので全て介助しなければならない	
				浴槽の出入りに介助を要する		特殊浴槽を利用している	
						清拭を行っている	
着脱		時間をかければ自分で着脱ができる		手を貸せば着脱できる		自分でできないので全て介助しなければならない	

◎　室内移動の状態

歩ける	a．独歩（見ていて気にならない・見ていて危なっかしい・補助用具が必要）
	b．やっと歩ける（伝い歩き・いざって、四つばい、腹ばい・膝立ち・介助が必要）
	a．玄関の上り下りはできる（ １０ｃｍ以上・１５ｃｍ以上・２０ｃｍ以上 ）
	b．敷居はまたげる（ ５ｃｍ以上・１０ｃｍ以上 ）
	c．階段の上がり下がり（ 手すりがなくてもできる・手すりがあればできる・できない ）
歩けない	a．車いす（ 手動・・・移動は自立・介助 ）（ 電動・・・移乗は自立・介助 ）
	b．ねたきり（ 上半身は起こせる・寝返りはできる・身動きはまったくできない ）

◎　入浴の状況

◎　日常生活の様子

◎　住宅の状況

形態	【持家・・・一戸建・集合住宅】【借間・・・公営住宅・公社、公団住宅・民間住宅・その他】 【借間】　【社宅等給与住宅】
構造	木造・ブロック造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・その他（　　）

◎　介助及び介助者、家族の状況

介助の必要性	一日中必要・昼夜どちらか必要・今は必要ないが近いうちには必要・必要なし
介助者の状況	本人との関係（　　）　年齢（　）　健康状態（　　）

◎　資金計画

予算		住宅改造補助制度利用予定	無・有
その他			

◎　その他

前橋市高齢者住宅改造費補助のあらまし

1　制度を利用できる方は下記のとおりです。

６０歳以上で前橋市に居住して住民登録をしている、下記の(1)又は(2)のすべての条件に合致する方が対象となります。

(1)	生計中心者の前年所得税課税年額８万円以下の世帯※ 高齢者の身体等の状況が要介護２以上の方
(2)	６０歳以上の高齢者のみの世帯※ 世帯全員の前年所得税が非課税 日常生活を営むうえで身体能力等からバリアフリー工事の必要性がある方

【※世帯の説明】

世帯とは、住民基本台帳法の規定による世帯ではなく、居住実態での世帯とする。

2　補助対象となる工事は次のような工事です。

自ら居住する家屋について、次のいずれかに掲げる改造等を行うとき

① 手すりの取付け

家屋内の必要か所及び玄関から道路までの通路等への設置

② 段差の解消

(1) 家屋内の必要か所及び玄関から道路までの通路等の段差解消

(2) 段差解消機設置工事、エレベーター設置工事、階段昇降機設置工事

③ 家屋内の必要か所及び玄関から道路までの通路の滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

④ 引き戸等への扉の取替え

扉全体の取替え（開き戸を引き戸・アコーディオンカーテンへの取替え）、ドアノブの変更、戸車の設置等

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

⑥ 廊下・便所等のスペース拡張

⑦ 便所・浴室と寝室等の距離の短縮

便所・浴室・寝室の移動（外付けの便所・浴室を家屋内を改造して設置するものも可。）等

⑧ その他１から７のバリアフリー工事に係る住宅改造に必然的に付随する付帯工事

3　補助金額等

(1) 改造費に６分の５を乗じた額（その額に１，０００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）で、５０万円を限度とします。

(2) 補助金の交付は、１世帯１家屋につき１度限り。

※介護保険制度が利用できる場合は介護保険が優先となります。

※過去にこの制度又は重度身体障害者（児）住宅改造費補助を利用したことがある世帯は利用できません。

4　補助を利用する手順　→　裏面をご覧ください。

※ 予算枠がいっぱいになった場合は、締め切ることもあります。

＜お問い合わせ先＞
前橋市役所　介護保険室　介護給付係
（１階１２番窓口）
電　話　０２７－８９８－６１５７(直通)
ＦＡＸ　０２７－２４３－４０２７

補助制度を利用する手順

事前確認事項

必要な書類　☆同意書

６０歳以上で前橋市に居住して住民登録をしている、下記の(1)又は(2)のすべての条件に合致する方が対象となります。

(1)	生計中心者の前年所得税課税年額８万円以下の世帯※ 高齢者の身体等の状況が要介護２以上の方
(2)	６０歳以上の高齢者のみの世帯※ 世帯全員の前年所得税が非課税 日常生活を営むうえで身体能力等からバリアフリー工事の必要性がある方

【※世帯の説明】

世帯とは、住民基本台帳法の規定による世帯ではなく、居住実態での世帯とする。

該　当　　(1)又は(2)のすべてに合致しないと → 非該当

事前調査

担当者が申請者宅にうかがい、住居の状況・対象者の身体的状況を調査します。身体的状態の悪化に伴い居住環境で不自由している場合に対象となります。

申　請

※工事着工前に必ず申請してください。

申請時必要な書類
- ☆申請書
- ☆工事計画書
- ☆見積書（型番も）
- ☆工事前の写真（日付入）第１～３表（ある場合）
- ☆工事前・後の平面図
- ☆家屋所有者承諾書（借家の場合）
- ☆居宅サービス計画書
- ☆パンフレット

補助金の交付決定

補助決定通知を送付いたします。

※申請書及び工事計画書は、事前調査後に検討会議の結果、対象となった場合に市から郵送します。

工事着工

工事完了

※補助事業は、年度内に完了しなければなりません。

実績報告書の提出 → 完了確認調査 → 確定通知→請求 → 補助金の交付

※支払い済みの領収書の写しが必要

※工事完了後３０日以内に提出する（必須）

同　意　書

前橋市高齢者住宅改造費補助金交付申請について、私＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が補助対象者として該当するか判断する際に必要な、私の介護保険関連の情報及び私、私が属する世帯員等の収入状況を市又は税務署に照会することに同意いたします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）前橋市長

申請者　住所

氏名　　印

電話番号　　（　　）

住宅改修費支給並びに福祉用具購入費支給に係わる注意点

［　共　通　］

申請書について

１　本人支給が原則であるため、記入の際は、申請者及び口座振込名義人は、被保険者本人名で記載してください。ただし、福祉用具購入費は事後申請のため、申請日において被保険者が死亡している場合には、申請者は相続人となります。

２　申請書の訂正の際は、**修正テープ及び修正液**は絶対に使用しないでください。
なお、申請書の訂正をする場合は、必ず**申請印**で訂正箇所に押印してから訂正してください。保険者が訂正する場合もありますので、右上に**必ず捨印**を押印してください。

３　本人が金融機関の口座等を持たない場合は、次のような方法があります。

（１）償還払いであれば、委任状による本人委任により、受任者の口座へ振り込む。
（２）条件に該当（P.44 参照）する方であれば、受領委任払いにより事業所の口座へ振り込む。

４　申請書以外に必要な提出書類（委任状や受領委任払申請書兼同意書）がある場合、使用する印鑑は全ての書類について同一のものとなるようご注意ください。

領収証について

１　領収証は原本の提出が原則ですが、原本とコピーの両方を窓口へ持参していただき介護保険室担当者で確認がとれれば、その場で原本をお返しいたします。
本市では郵送での返却はおこなっておりません。

２　訂正のあるもの、発行日付のないもの、事業所印（又は代表印）のないものは領収証とはなりません。

３　領収日は利用者が代金を支払った日になります（納品日・工事施工日とは別です）。

４　受領委任払いの場合、１円未満の端数が出たときは、端数は切り上げになります。
（例えば、１４，８７５円の代金がかかった場合、利用者の１割負担は１，４８８円となります。）

５　領収証の宛名は、必ず申請者名（被保険者氏名）となりますのでご注意ください。

受領委任払申請書兼同意書について

１　事業者印は代表者印を押印してください。

振込口座について

１　口座振込依頼欄の記載誤りによって振込ができないケースがでています。口座は通帳等で確認をお願いします。
　　特に口座名義人のフリガナは濁点・半濁点の漏れに注意し、金融機関への登録のとおりに記載してください。

２　金融機関が合併で名称が変わっている場合に、旧金融機関の通帳やカードを使用している場合があります。支店名や番号も変わっている可能性がありますので、確認のうえ記載してください。

支給方法について

１　受領委任払い
　　受領委任払いとは、本来購入（改修）費の９割分の支給を受ける利用者が、その受領を業者に委任し、同意を得た場合において、市が当該業者に対して保険給付分を支払うことをいいます。
・利用者は購入（改修）費用の１割（保険給付対象分）のみを負担
・あらかじめ利用者と事業者との間で手続き（受領委任の合意）が必要
・平成２７年４月から受領委任払いの同意書が変更になりました。

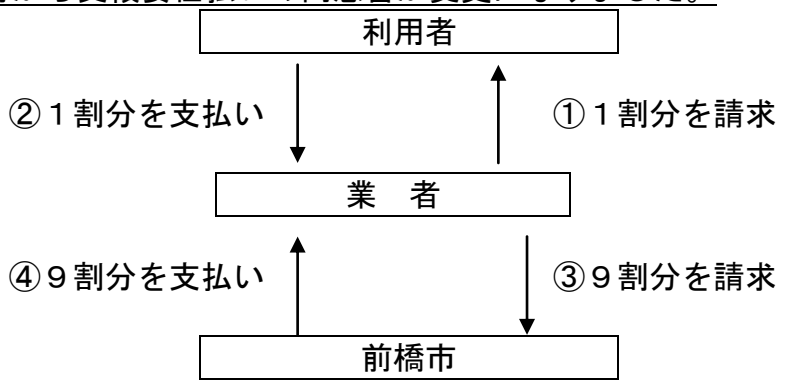

受領委任払いを利用できる方・・・①~③のいずれにも該当する方
①【住改】介護保険施設や病院等へ入所・入院中の場合は、退所・退院し、在宅生活を開始する見通しの立っている方
②【住改】改修をしようとする住居の所在地が介護保険証に記された住所と同一である方
③【用具・住改】保険料の滞納のない方

※受領委任払いの利用を希望される場合、**必ず事前に介護給付係へご相談ください。**
　利用できない場合もあります。

※支給決定額が支給見込み額と相違した場合等には、申請者と事業者間で責任を持って解決してください。

※住宅改修について、事前申請時に新規認定申請・区分変更中の方も受領委任払いが可能です。

２　償還払い

償還払いとは、利用者が費用の全額をいったん支払い、あとで市から給付分の払い戻しを受ける方法です。

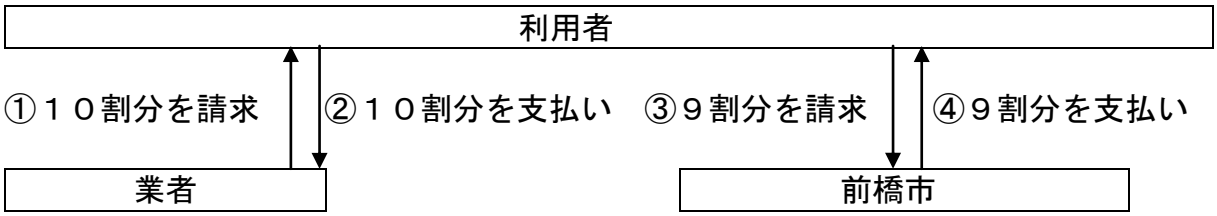

３　生活保護の介護扶助

生活保護の介護扶助（福祉用具購入費、住宅改修費）については、その費用の全額を被保護者に給付していました。
しかし、介護保険の受領委任払い制度の開始に伴い、現金取扱い事務の厳格化及び効率化のため、介護保険給付費自己負担分（１割分、２号相当者については全額）を購入業者又は改修業者に支払う委任払い制度に変更となりました。
よって、介護保険被保険者にあっては、介護保険の受領委任払い制度を利用してもらうことになります。

＜処理の流れ＞

①社会福祉課へ介護扶助（福祉用具購入費、住宅改修費）支給申請
↓
②業者に介護給付費自己負担分（１割）を給付（委任払い）
↓
③介護保険に支給申請（受領委任払いも申請）
↓
④業者に介護保険から介護給付分（９割）支給（受領委任払い）

※介護保険２号相当者については、②で全額業者に支給し終了

申請時の注意

１　申請時、被保険者は在宅での生活をしていること。入院中などは、申請できません。

２　変更（新規）認定申請中についても同様の取扱いです。（認定結果が出ましたら申請できます。）

※ 住宅改修費支給申請においては、入院中や変更（新規）認定申請中の方でも、事前申請は可能です。ただし、事後申請については、退院後もしくは認定結果が出てからでないと受付できません。

［　住宅改修について　］

承諾書について

１　承諾書の様式は、家族が所有者の場合と賃貸の場合の２種類があります。間違いのないようご注意ください。

理由書の書き方

１　作成者氏名の横に必ず押印をお願いします。

２　本人の身体状況と、現在の住宅の問題点を書き出し、改修が必要な箇所を部分毎に改修目的を記載してください。

３　改修個所を本人がどのような時に使用するかも記載をお願いします。（本人使用個所であることや使用の頻度を確認するため。）
　例：階段　→　本人寝室が２階にあるため昇降が必要。
　　勝手口　→　ごみ捨てに行く際に使用。

４　入院及び入所中の住宅改修の場合、入院及び入所先の医療機関等で退院時の家屋調査を行うことがあります。その際は、理由書にも、家屋調査を行った旨の記載をお願いいたします。（例　平成〇年〇月〇日に〇〇病院のＰＴ立会いのもと、退院時の家屋調査を実施し、本改修が必要と判断した。）

５　被保険者番号、年齢、生年月日、要介護認定、住所、作成日、現地確認日、作成日等の記載漏れや記載間違いがみられますので、提出前にご確認していただくようお願いいたします。

ケアプランの写しについて

１　事前申請の申請日時点で作成している場合には、写しを添付してください。

２　在宅でケアプランの作成をしていない（住宅改修のみ）場合には、ケアプランの添付は不要ですが、その旨を理由書に記載願います。

写真について

１　写真については、必ず日付をいれてください。（日付機能がないカメラの場合は、ボード等に日付を記入の上、写し込むように写真を撮ってください。

２　必ず、施行前、施行後の状態を鮮明に分かりやすく写してください。

３　施工前後の写真は、概ね同一場所から同一方向に撮影してください。

４　現像した写真をそのまま提出する場合には、台紙に両面テープ（糊だと剥がれてしまうため）で貼り付ける、アルバム用の台紙に入れる等してから提出してください。

５　改修個所が複数の場合、見積書・平面図・写真にそれぞれ対応した番号をふり、どの改修個所の写真かわかるようにしてください。また、番号は、事前申請と事後申請で一致するようにしてください。

６　デジタルカメラでの撮影でも問題ありません。（なお、コンピュータでの写真加工はやめてください。）

〔施工前〕

１　手すりの取り付け位置を線で書き込む等、施工後のイメージがわかるようにしてください。

２　段差の解消の場合には、スケールを当てて撮影する等、段差がわかるようにしてください。（理由書に段差〇ｃｍと記載するのでも可。）

〔施工後〕

１　施工後の写真については、工事内訳書の内容と照合するため、金具などはっきり写るようにしてください。全体が１枚の写真に収まらない場合には、複数枚に分けて写していただいても問題ありません。全体が写っていない場合や不明瞭な場合には、後日撮りなおしをお願いすることがあります。

２　玄関等に設置する踏み台については、「固定であること」が給付の条件となります。踏み台については、固定部分の拡大写真を添付するなど写真で固定されていることが確認できるようにしてください。なお、固定の方法により写真での確認が難しい場合には、ケアマネジャーに確認、または現地確認をさせていただきます。

見積書・工事内訳書について

１　記載方法については、次の点に注意してください。

（１）給付対象工事ごとに区分する。
（２）給付対象外の工事があれば、これも区分する。
（３）「材料、工事一式」としない。
※材料費及び工賃の明細がわかるような記載であることが原則です。

２　書式は、規定のものを作ってありますが、それに準じていれば施工業者所有の見積書等でも問題ありません。

３　自費工事と同時に行う場合には、自費分も含めた工事全体のものでも問題ありま

せんが、対象となる部分がわかるよう記載してください。また、諸経費等についても自費工事分にかかるような場合には按分をお願いします。

４　**工事内訳書については、見積書の内容から変更があった場合には、必ず実際の工事内容に合わせて作成しなおしてください。**特に金具の個数などの変更で写真と一致していないことが多く見受けられますのでご注意ください。

図面について

１　事前申請時に添付する図面について、特に間取りの変更を伴うような改修の場合には、必ず改修前と改修後（予定）のそれぞれの図面を提出してください。

２　段差解消でスロープを設置する場合には、勾配がわかるように図面に寸法（高低差・水平距離・幅員）を記載する、または立体図を別途添付する等してください。

領収証について

１　工事内訳書に自費工事分が含まれる場合には、自費工事分もあわせた金額の領収証を提出してください。原本は返却可能ですので、返却を希望される場合には原本とコピーを一緒に提出してください。

２　領収証の宛名は必ず被保険者名となるようご注意ください。（名字のみでも可）

保険給付の要件

１　工事については、住宅それぞれについて、また、被保険者の身体状況により千差万別の工事があると想定されます。そこで、対象になる工事かどうか疑問がある場合は、必ず事前にご相談ください。

２　事前申請の段階で発送する**確認書は、支給決定ではありません**。よって、必ずしも全額支給対象となるとは限りません。完成後の完了届出を審査後に支給決定を行いますのでご注意ください。

３　改修項目は法令により決まっておりますが、まれに拡大解釈で項目にない改修内容の申請がみられますので、疑義がある場合は、申請者に説明する前に介護保険室介護給付係までご相談ください。

４　老朽化は給付対象となりませんのでご注意ください。
　特に浴室の老朽化での申請がまれに見られますので、不明な場合は、事前申請前にご相談ください。

５　改修内容は申請時点での身体状況に基づいた内容としてください。将来的な予測に基づく改修は、申請時点での必要性が認められないため給付の対象にはなりません。

６　工事着工前に改修個所等（手すりの追加や位置変更等）に変更が生じた場合には、事前に給付係にご相談ください。軽微な変更以外は理由書や見積書の差替えが必要になります。

現地確認について

１　事前申請において工事の必要性が書面では判断が難しい場合や、事後申請において写真では工事後の状況がわからない場合等、随時現地確認をさせていただく場合がありますので、被保険者や家族にはその旨を予めご説明願います。

［　福祉用具購入費について　］

申請書について

〈申請日〉

市役所に申請書を提出する日付を記入してください。

〈購入日〉

購入日欄には、代金を支払った日（領収日）を記入してください。

領収日と納品日が異なる場合には、申請書の欄外余白に「納品日○月○日」と別途記載してください。

〈購入品〉

1　下記の部分を明記してください。

・ 種目及び商品名

・ 製造事業者名及び販売事業者名

2　複数購入の場合は、一品目ずつ記入してください。

領収日が異なる（領収書が複数枚ある）場合であっても、申請書は１枚で結構です。

〈購入金額〉

消費税込みの価格を明記してください。

〈理由〉

下記の点に留意して記入してください。

・本人のどのような状態から用具の購入が必要となったか、また、購入した用具によってどのように改善されるか。

・厚生労働大臣が定める福祉用具の購入についての告示の用途に沿ったものであるかどうか。

・複数購入している場合には、それぞれの用具ごとに理由を記入。

・買い替えの場合には、その理由を明記。

〈口座振込依頼欄〉

記載間違いのないよう確認をお願いします。フリガナが１文字違うだけでも振込ができません。種目（普通・当座・その他）の記載漏れに注意してください。

〈印鑑〉

認印でかまいませんが、印影は統一してください。添付書類（委任状・受領委任払　委任状兼同意書等）についても、申請書に押印した印鑑を使用してください。

販売証明書

認定状況の記載欄を設けている場合には、確認のうえ正確に記載してください。

受領委任払　委任状兼同意書

１　日付は「同意を得た日」になります。必ず領収日以前に作成してください。（支給方法によって領収金額が変わるため。）

２　訂正する場合には、それぞれの印鑑（氏名欄右に押下したもの）で訂正印を押印してください。（上段は被保険者の印、下段は事業者の印）

３　代表者氏名欄には肩書き、氏名を記載してください。

添付書類

１　オーダー品（浴室すのこ等）を購入の場合、パンフレットのほか設置前及び設置後の状況の分かる写真を添付してください。

２　破損による買い替えの場合には、破損の状況がわかる写真を添付してください。既に処分していて写真の添付ができない場合には、事前にご相談ください。

被保険者死亡後の申請について

１　生前に被保険者本人が当該福祉用具を利用していることが給付条件です。

２　申請者は相続人になります。
ただし、生前に作成した委任状がある場合には、申請者は受任者になります。

３　通常の申請書類に加えて、必要な書類があります。
支給方法により異なりますので、詳細は市にご確認ください。